

[Tweet](#)

令和6年2月9日  
金融庁

## 「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」に関するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）](#)」につきまして、令和5年10月31日（火曜）から令和5年11月30日（木曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[資料1](#)を御覧ください。

具体的な改正の内容については、[資料2](#)を御参照ください

### 2. 公布・施行日

本件の政令は、令和6年2月6日（火曜）に閣議決定、本日公布されており、令和6年4月1日（月曜）から施行されます。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）  
企画市場局総務課 信用制度参事官室（内線5353）

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

（資料1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【政令】

（資料2）  [銀行法施行令等の一部を改正する政令](#)

### サイトマップ

金融  
庁に  
つい  
て

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセ  
スF S  
A  
(金融庁広報誌)

#### 相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000